

川棚町役場新庁舎建設に関する提言書

平成30年3月

川棚町役場庁舎建設委員会

はじめに

川棚町の現本庁舎は、昭和32年に建設され、すでに60年が経過しており、建造物としての老朽化はもとより耐震性や障害者への対応性など多くの問題点があるため、町では新庁舎建設に向け検討を始めたところです。こうした中、役場内部の検討のみでなく、より幅広い意見を参考にすることが望ましいという観点から「川棚町役場庁舎の建設に関し、総合的な意見集約及び審議を行う」ことを目的に川棚町役場庁舎建設委員会（以下「委員会」という。）が設置されました。

委員会は、町長から委嘱を受けた町内各種団体等の代表者8人及び副町長の9委員により構成され、平成29年10月13日から平成30年3月20日までの間に全4回の協議を行ってきました。

協議にあたっては、「防災の拠点となる庁舎」、「誰もが利用しやすい庁舎」、「簡素で経済的な環境へ配慮した庁舎」、「今後の社会状況の変化にも対応可能な庁舎」など新庁舎の機能面を中心に、他自治体の視察の結果も参考にしながら、町民に対する新庁舎の果たすべき役割やあるべき姿について、幅広い視点から議論を行ってきたところです。

本提言書は、これまでの協議結果をまとめたもので、新庁舎建設の際に是非とも考慮していただきたい基本的な考え方や方向性を委員会として示したものです。

今後策定される川棚町庁舎建設基本構想及び基本計画に本提言の内容が、是非とも反映されることを委員一同切望しております。

平成30年3月29日

川棚町庁舎建設委員会

1 基本方針

(1) 防災の拠点となる庁舎

新庁舎は大地震などの防災拠点として住民の安全を守る大きな役割を持っています。

また、災害発生時には災害対策本部としての機能を果たさなければならぬ。

このため、高い耐震性を有するとともに、災害時の本部機能を充分に発揮できる設備を備えた施設の建設が必要と考える。

(2) 誰もが利用しやすい庁舎

ワンストップサービスのことばに代表されるように、大きく変化する住民サービスへの対応や、誰でも利用しやすい施設であるためのユニバーサルデザインなど、住民サービスと機能の充実が必要と考える。

(3) 簡素で経済的な環境へ配慮した庁舎

自主財源の乏しい脆弱な財政基盤の中での庁舎建設は、極めて慎重な財政計画のもとで行わなければならない。

従ってシンボル的要素や華美な要素を排除し、機能性、効率性を重視して建設費の低減を図るとともに、省エネルギー設備の導入等により維持管理費の低減を図っていただきたい。

(4) 今後の社会状況の変化にも対応可能な庁舎

地方自治体のあり方は今後も変化することが予想されますが、その変化に応じて庁舎を建設することはできないため、変化に対応可能なオープンフロアや、フリーアクセスフロアなど配置替えに柔軟に対応することができる庁舎とされたい。

2 建設場所

庁舎建設場所は、厳しい財政状況及び早期建設を考えると、新たな用地の取得は選択肢から除外せざるを得ない。その上で、候補地として現在の本館、第2別館、歴史資料館、駐車場等の現庁舎周辺の公共用地に建設することが望ましい。

3 建設規模

近年建設された他の自治体の事例によると、総務省の起債事業費算定基準から算定されたものが多く、川棚町においても基準を基に実情に合った規模で計画することが必要であると考えます。

4 施設計画

(1) 各機能と目標

① 防災機能

災害対策の拠点として機能するように、必要な耐震強度を確保していただきたい。

また、災害対策本部の開設スペース、自家発電設備、防災無線設備、防災備蓄倉庫、災害対策活動の場としてのオープンスペース（防災広場）の確保に努められ、防災関係設備については災害時にも稼働できるよう、上層階への設置を検討していただきたい。

② 住民サービス機能

総合窓口を開設し、ワンストップサービスの導入について検討していただきたい。

また、便利で親しみやすく、わかりやすい配置計画に努め、案内業務、

住民相談業務、情報公開業務などの充実を図られたい。

③ 行政執務機能

情報化に対応した設備環境とし、機能的で効率的な執務空間、変化する組織、機能に柔軟に対応できる構造とともに、日常的にも横断的な事務執行や年度内で周期的に変化する事務に対応できる空間を整備していただきたい。

④ 駐車場

来庁者の利便性を考慮し、新庁舎と同一敷地内に可能な限り駐車スペースを確保していただきたい。

(2)建物計画

建物は組織機構の変革に対応できる柔軟性を確保するとともに、周辺環境に配慮していただきたい。

ユニバーサルデザインの考え方、方法の導入により、すべての人が、分かりやすく、使いやすい庁舎とし、さらに、建物の長寿命化、維持管理費の低減を図り、省エネルギーと新エネルギーの活用についても検討していただきたい。

窓口は総合窓口とし、その他に住民相談、情報公開スペースなどを配置していくとともに全体的な雰囲気は親しみやすくわかりやすい空間が望ましい。

執務スペースは、情報化に対応した可変性が高く効率の良い空間とし、会議、打合わせスペース等を適切に確保し、事務の効率化を図っていただきたい。

発電機、太陽光発電設備の設置や、雨水利用なども検討していただきたい。

5 財政計画

最小限の機能を確保しながらも、国からの財政措置のある市町村役場機能緊急保全事業を活用し、他自治体の例を参考にしながら事業費の縮減に取り組んでいただきたい。

川棚町役場庁舎建設委員会設置要綱

(設置)

第1条 川棚町役場庁舎(以下「庁舎」という。)の建設に関し総合的な意見集約及び審議を行うため、川棚町役場庁舎建設委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、庁舎の建設を計画的かつ効果的に推進するため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 庁舎の建設計画に関すること。
- (2) その他庁舎の建設に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員10人以内をもつて組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 副町長
- (2) 各種団体代表
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に定める事項が完了するまでの期間とする。ただし、委員が委嘱又は任命をされたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失い、後任の者を新たに委嘱し、又は任命するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は副町長の職にある者を充て、副委員長は委員の互選により決定する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認められたときには、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

川棚町役場庁舎建設委員会委員名簿

氏 名	備 考	
廣川 英雄	川棚町総代会	副委員長
山口 博昭	東彼商工会	
宮崎 光	川棚町観光協会	
江頭 弘基	川棚町社会福祉協議会	
富永 陽子	川棚町民生委員・児童委員会	
森 孝子	川棚町婦人会	
三好 史朗	かわたな桜援隊	
大津 かおり	アピール川棚応援隊	
山口 誠実	川棚町副町長	委員長

委員会開催状況

第1回 平成29年10月13日(金)

第2回 平成29年12月19日(火)

第3回 平成30年 3月 2日(金)

第4回 平成30年 3月20日(火)